

血圧測定で、大切な社員の
健康管理をサポート

健太郎



Japan
Trucking
Association



広報 とらつく

毎月1日・15日発行

3月25日号

発行所 公益社団法人 全日本トラック協会
〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5
全日本トラック協会会館
☎ (03) 3354-1029 (総務部広報室)
https://jta.or.jp
(定価・税込348円/各号の掲載料は別表を参照)

石破総理 革新的な物流政策で業界の活性化を図る!!

坂本会長 確実な賃上げの原資確保のため大胆な施策を模索!!



坂本会長(左)をはじめとするトラック運送業界の経営者、ドライバーと石破総理(左から6人目)らが物流の持続的発展に向けて活発な意見交換を行った(3月14日、総理大臣官邸)

このほど開催された車座形式での意見交換会は、賃上げや労働環境改善など、物流の持続的発展に向けた取り組みについて、石破総理と意見交換を行い、さらなる物流効率化や、賃上げ

全日本トラック協会の坂本克己会長は、3月14日に総理大臣官邸で開催された「トラックドライバー等との車座」に出席し、石破茂内閣総理大臣や赤澤亮正新しい資本主義担当大臣、中野洋昌国土交通大臣らとトラックドライバーの賃上げや労働環境改善など物流の持続的発展に向けた取り組みに関する意見交換を行った。

坂本会長は石破総理に対し、貨物自動車運送事業許可の更新制の導入を柱とした貨物自動車運送事業法の改正に向けて協力を強く要請した上で、「我が国の経済活動を力強く支えているエッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの皆様方に自信と誇りをもって日々の仕事に取り組んでいただけたような環境整備を進めるとともに、ドライバーの賃上げの実現に向けて業界一丸で取り組んでいく」と強調。また、政府に対して、確実な賃上げの実現に向けた強力な後押しを要請した。

坂本会長は石破総理に対し、貨物自動車運送事業許可の更新制の導入を柱とした貨物自動車運送事業法の改正に向けて協力を強く要請した上で、「我が国の経済活動を力強く支えているエッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの皆様方に自信と誇りをもって日々の仕事に取り組んでいただけたような環境整備を進めるとともに、ドライバーの賃上げの実現に向けて業界一丸で取り組んでいく」と強調。また、政府に対して、確実な賃上げの実現に向けた強力な後押しを要請した。

「生産者が使用する肥料や飼料、農業資材等も高騰しており、価格交渉をする環境になつていない」と述べられたほか、松岡社長からは、「SNSの活用やハローワークに提出する求人票を丁寧記入すること、また自社ホームページの作り込みなどで

「生産者が使用する肥料や飼料、農業資材等も高騰しており、価格交渉をする環境になつていない」と述べられたほか、松岡社長からは、「SNSの活用やハローワークに提出する求人票を丁寧記入すること、また自社ホームページの作り込みなどで

「生産者が使用する肥料や飼料、農業資材等も高騰しており、価格交渉をする環境になつていない」と述べられたほか、松岡社長からは、「SNSの活用やハローワークに提出する求人票を丁寧記入すること、また自社ホームページの作り込みなどで

「生産者が使用する肥料や飼料、農業資材等も高騰しており、価格交渉をする環境になつていない」と述べられたほか、松岡社長からは、「SNSの活用やハローワークに提出する求人票を丁寧記入すること、また自社ホームページの作り込みなどで

「生産者が使用する肥料や飼料、農業資材等も高騰しており、価格交渉をする環境になつていない」と述べられたほか、松岡社長からは、「SNSの活用やハローワークに提出する求人票を丁寧記入すること、また自社ホームページの作り込みなどで

「生産者が使用する肥料や飼料、農業資材等も高騰しており、価格交渉をする環境になつていない」と述べられたほか、松岡社長からは、「SNSの活用やハローワークに提出する求人票を丁寧記入すること、また自社ホームページの作り込みなどで



古谷 一之
公正取引委員会委員長



矢田 稚子
内閣総理大臣補佐官



橋 慶一郎
内閣官房副長官



中野 洋昌
国土交通大臣



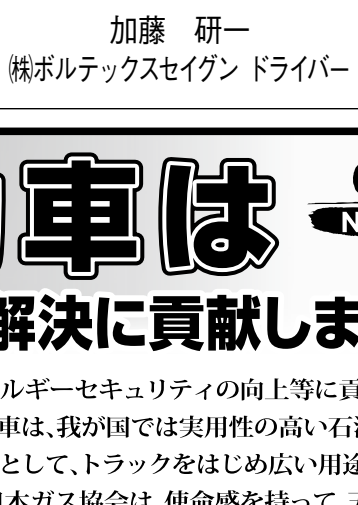
赤澤 亮正
新しい資本主義担当大臣



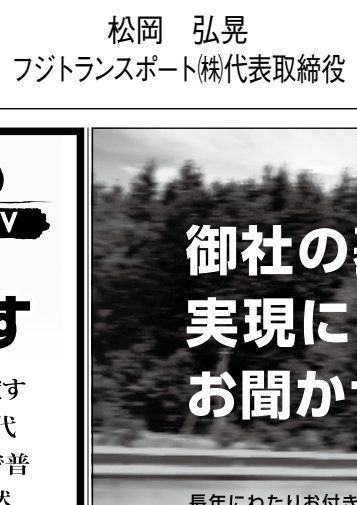
石破 茂
内閣総理大臣



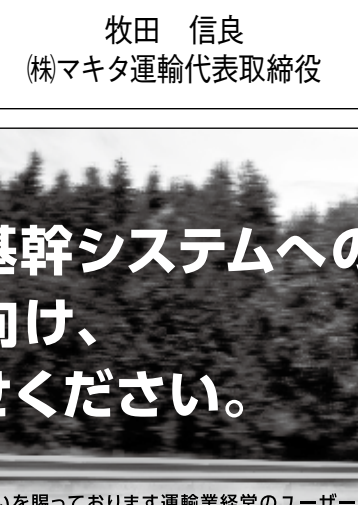
田中 咲衣
福山通運(株) ドライバー



加藤 研一
(株)ボルテックスセイグン ドライバー



松岡 弘晃
フジトランスポート(株)代表取締役



牧田 信良
(株)マキタ運輸代表取締役



坂本 克己
全ト協会長



鶴田 浩久
国交省物流・自動車局長

天然ガス自動車は

物流分野のエネルギーに関する課題解決に貢献します

自動車を取り巻く課題

運輸部門の高い石油依存度
CO₂などの温室効果ガスによる
地球温暖化
NO_x・PM等による
大気汚染

天然ガス自動車の普及拡大に向けて

長距離・都市間をつなぐ
大型天然ガストラックを軸とし、
運輸部門への普及に向けた
取り組みを推進

天然ガス自動車

石油代替エネルギー
としてエネルギーセキュリティの
向上に貢献
CO₂排出削減
環境にやさしく、
ポスト・ポスト新長期規制値を
大幅にクリア

**都市間輸送の
環境改善に貢献する、
大型天然ガストラック**

写真提供: いすゞ自動車株式会社

一般社団法人 日本ガス協会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-12 TEL:03-3502-0215 https://www.gas.or.jp/ngvj/

御社の基幹システムへのご構想、 実現に向け、 お聞かせください。

運輸業
経営管理
システム

長年にわたりお付き合いを賜っております運輸業経営のユーザー様方から、
ご相談とご要望を拝聴し、貴重なご助言も頂戴しながら、
導入時のヒヤリングから運用時のサポートを通して積み重ねたノウハウをもって、
各社様ごとに弊社パッケージシステムをカスタマイズいたし、
基幹システムとしてご活用いただいております。

39th Anniversary

TSC 東和サン ソフトクリエイティブ株式会社
〒113-0033 東京都文京区本郷3丁目19番4号 本郷大関ビル4階
TEL:03-3818-1541 FAX:03-3818-1546
http://www.towasan-soft.co.jp

全日本トラック事業政治連盟・政経懇談会来賓あいさつ(要旨)

(令和7年3月6日開催・第一ホテル東京)

森山 裕

自由民主党幹事長



3月4日、衆議院本会議 積極的に対応していきたい。において、令和7年度の予算案を可決した。この予算案には、成長と発展への好循環を実現し、国民生活の安心・安全を守る重要な政策が盛り込まれている。また、トラック運送業界の発展に資する対策も盛り込んである。トラック運送業界が切望する「更新制の導入」などについても、党として

加藤 勝信

自由民主党トラック輸送振興議員連盟会長



トラック運送業界は、平成元年の規制緩和により参入規制などが緩和されたことから、過当競争によりドライバーの賃金が全産業平均に比べてより低い状況となった。今後、我が国の血液、動脈である輸送事業にしっかりと対応していかなければならぬ。自民党トラック輸送と

斉藤 鉄夫

公明党代表



私たちの「命と暮らし」を守り、そして「日本経済」を支えているトラック運送業界、そしてトラックドライバーの皆様の労働環境が改善され、その生活が向上し、同時に日本経済が

赤羽 一嘉

公明党トラック議員懇談会会長



私は常々、物流は人間の体で言えば血液そのものである。なくてはならない大切な存在である。また、トラックドライバーの皆様の、災害があっても、リスクを顧みず国民生活や経済活動を支えていくために命がけで戦っていただいている

2030年までを「物流革新集中改革期間」と位置付け

政府 第6回「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」を開催

政府は3月14日、総理大臣官邸で第6回「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」を開催した。同会議は、我が国の社会経済の変化に迅速に対応し、荷主、事業者、一般消費者が一体となつて我が国の物流を支える環境整備について、政府一体となつて総合的な検討を行うために開催しているもの。今回は、令和6年2月16日に開催された第4回会議において決定した「2030年度に向けた政府の中期計画」の進捗状況について報告。また、次期「総合物流施策大綱」の策定に向けた対策等について議論した。

「二ユース・ターミナル」(トラック協会二ユース)

第49回「貨物自動車運送事業安全性評価委員会」

2025年度Gマーク制度 実施概要等を承認

3月18日、第49回「貨物自動車運送事業安全性評価委員会」(委員長・内各案を承認。2025年度の申請概要は、全日本トラック協会ホームページ上で4月25日ごろから公開予定とした。Web A・C方式については、再評価の実施状況について、これにより、同日時点でのGマーク認定事業者は、2万914と受付け完了。更新Bの期間に各地方実施6ポイント増、全事業所数の34.0%に達した。なお、新規申請や更新等。

第49回「貨物自動車運送事業安全性評価委員会」(3月18日、全出席)

第4回「ドライバーの社会的評価の向上に係る検討委員会」

カスハラ対策とりまとめ 7年度以降も継続して対応

全日本トラック協会は、今後の検討3月17日、第4回「ドライバーの社会的評価の向上に係る検討委員会」(委員長・松田直樹委員長)を開催し、第4回目となる今回の迷惑行為(精神的・身体的・性的な加害行為)とまとめ案について了承した。同とりまとめでは、①ドライバーに対するカスハラの定義 ②同事例 ③同判断基準 ④カスハラ対策の基本的な枠組み ⑤ドライバーの社会的評価の向上に係る取り組み について整理す

第4回「ドライバーの社会的評価の向上に係る検討委員会」(3月17日、全出席)



第63回「物流政策委員会」

物流改正法の周知徹底に向け 説明会を実施へ

第63回「物流政策委員会」(案、6物流の2024年問題アンケート結果) 3月11日に開催された。冒頭、馬渡委員長が、①改正物流効率化法 ②改正貨物自動車運送事業法の施行 ③外官が、④局貨物流通事業課の松木拓部長補佐が説明。⑤令和7年度事業計画および助成制度

第63回「物流政策委員会」(3月11日、全出席)

第63回「物流政策委員会」

物流改正法の周知徹底に向け 説明会を実施へ

第63回「物流政策委員会」(案、6物流の2024年問題アンケート結果) 3月11日に開催された。冒頭、馬渡委員長が、①改正物流効率化法 ②改正貨物自動車運送事業法の施行 ③外官が、④局貨物流通事業課の松木拓部長補佐が説明。⑤令和7年度事業計画および助成制度

第63回「物流政策委員会」(3月11日、全出席)

図1 書面交付の義務付けについて

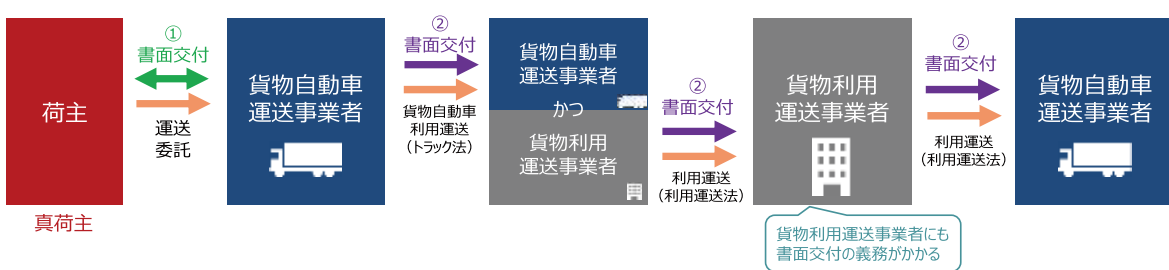
＜パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース＞



＜パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース＞



＜パターン3：貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース＞



- ①：第12条の規定に基づく書面交付
(真荷主⇔トラック事業者)
- ②：第24条の規定に基づく書面交付
(トラック事業者・利用運送事業者
⇔トラック事業者・利用運送事業者)

運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、運送契約締結時に、運送サービス(附帯業務等も含む)の内容やその

1 運送契約締結時の書面交付義務 運送契約の範囲や運賃・料金を明確化 適正運賃・料金収受に繋げる

令和7年4月1日から、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」(令和6年法律第23号、以下「改正法」)が順次施行されます。

貨物自動車運送事業法の改正は、多重下請構造の是正に向けた取り組みに繋げるとともに、実運送事業者の適正運賃収受を図るため、主に

① 運送契約締結時等の書面交付義務
② 委託先の健全な事業運営の確保に資する取組(健全化措置)を行う努力義務、当該取組に関する運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務

「運送契約締結時の書面交付」 「実運送体制管理簿の作成」などが義務化 改正貨物自動車運送事業法 令和7年4月1日施行

③ 実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成・保存義務

などについて規定し、これらの規定については、7年4月1日から施行されます。

ここでは、国土交通省が実施している物流改正法の施行についての説明会資料を基に、運送事業者が取り組むべき内容について紹介します。

なお、同資料は、国交省ホームページ(HP)「改正貨物自動車運送事業法について(二次元コード)」に掲載されています。また、同HPでは、「改正貨物自動車運送事業法Q&A」やリーフレットなども掲載しています。

④ 過労運転等のコンプライアンス違反の防止
⑤ 事故等が起きた場合の契約内容の確認

⑥ 運送業務の適正化
⑦ 運送業務の適正化

⑧ 運送業務の適正化
⑨ 運送業務の適正化

⑩ 運送業務の適正化
⑪ 運送業務の適正化

⑫ 運送業務の適正化
⑬ 運送業務の適正化

⑭ 運送業務の適正化
⑮ 運送業務の適正化

⑯ 運送業務の適正化
⑰ 運送業務の適正化

⑱ 運送業務の適正化
⑲ 運送業務の適正化

⑳ 運送業務の適正化
㉑ 運送業務の適正化

㉒ 運送業務の適正化
㉓ 運送業務の適正化

㉔ 運送業務の適正化
㉕ 運送業務の適正化

㉖ 運送業務の適正化
㉗ 運送業務の適正化

㉘ 運送業務の適正化
㉙ 運送業務の適正化

㉚ 運送業務の適正化
㉛ 運送業務の適正化

㉜ 運送業務の適正化
㉝ 運送業務の適正化

㉞ 運送業務の適正化
㉟ 運送業務の適正化

㊱ 運送業務の適正化
㊲ 運送業務の適正化

㊳ 運送業務の適正化
㊴ 運送業務の適正化

㊵ 運送業務の適正化
㊶ 運送業務の適正化

㊷ 運送業務の適正化
㊸ 運送業務の適正化

㊹ 運送業務の適正化
㊺ 運送業務の適正化

図2 交付書面の一例

運送申込書/運送引受書	
運送契約の成立と運賃・料金の決定	運送契約の成立と運賃・料金の決定
運送物の品名・数量・荷役	運送物の品名・数量・荷役
運送物の危険物指定	運送物の危険物指定
運送物の積込・荷役	運送物の積込・荷役
運送物の荷役場所	運送物の荷役場所
運送物の荷役時間	運送物の荷役時間
運送物の荷役人員	運送物の荷役人員
運送物の荷役費用	運送物の荷役費用
運送物の荷役条件	運送物の荷役条件
運送物の荷役注意事項	運送物の荷役注意事項
運送物の荷役連絡先	運送物の荷役連絡先
運送物の荷役備考	運送物の荷役備考

あくまでも一例であり、法定事項が網羅されていれば、既存のものやメール等でも可(新たに書面を作成する必要はなし)

運送申込書/運送引受書	
運送契約の成立と運賃・料金の決定	運送契約の成立と運賃・料金の決定
運送物の品名・数量・荷役	運送物の品名・数量・荷役
運送物の危険物指定	運送物の危険物指定
運送物の積込・荷役	運送物の積込・荷役
運送物の荷役場所	運送物の荷役場所
運送物の荷役時間	運送物の荷役時間
運送物の荷役人員	運送物の荷役人員
運送物の荷役費用	運送物の荷役費用
運送物の荷役条件	運送物の荷役条件
運送物の荷役注意事項	運送物の荷役注意事項
運送物の荷役連絡先	運送物の荷役連絡先
運送物の荷役備考	運送物の荷役備考

2 委託先の健全な事業運営の確保に資する取組(健全化措置)を行う努力義務、当該取組に関する運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務

利用運送を行う際の発注を適正化

多重下請構造是正を目指す

利用運送を行う際に、委託先への発注適正化(健全化措置)について努力義務が課せられることにも、一定規模以上の事業者については、健全化措置に関する管理規程の作成、管理者の選任が義務付けられます。

① 健全化措置によるトラック事業者のメリット

② 実運送事業者が収受する運賃・料金の適正化に繋がる

③ 多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

④ 多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

⑤ 多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

⑥ 多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

⑦ 多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

⑧ 多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

⑨ 多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

⑩ 多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

⑪ 多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

⑫ 多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

⑬ 多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

⑭ 多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

⑮ 多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

⑯ 多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

⑰ 多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

⑱ 多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

⑲ 多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

㉑ 多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

㉒ 多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

㉓ 多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

㉔ 多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

㉕ 多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

㉖ 多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

㉗ 多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

3 実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成・保存義務

実運送事業者の請負階層等を明確に

多重下請構造を可視化する

多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

多重下請構造の可視化による下請構造の可視化

4 運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務

運送利用管理規程の作成

運送利用管理規程の作成

運送利用管理規程の作成

運送利用管理規程の作成

運送利用管理規程の作成

運送利用管理規程の作成

運送利用管理規程の作成

運送利用管理規程の作成

運送利用管理規程の作成

運送利用管理規程の作成

5 運送利用管理者の選任義務

運送利用管理者の選任

運送利用管理者の選任

運送利用管理者の選任

運送利用管理者の選任

運送利用管理者の選任

運送利用管理者の選任

運送利用管理者の選任

運送利用管理者の選任

運送利用管理者の選任

運送利用管理者の選任

運送利用管理者の選任

運送利用管理者の選任

運送利用管理者の選任

運送利用管理者の選任

運送利用管理者の選任

運送利用管理者の選任

運送利用管理者の選任

運送利用管理者の選任

運送利用管理者の選任

運送利用管理者の選任

運送利用管理者の選任

が義務付けられます。

【実運送体制管理簿の作成によるトラック事業者のメリット】

- ①元請事業者は、真荷主に対して確実な輸送実績等を説明できる
- ②実運送事業者が収受する運賃・料金の適正化に繋がる
- ③多重下請構造の実態が明らかになり、その是正に向けた取り組みに繋がる

【実運送体制管理簿の作成】

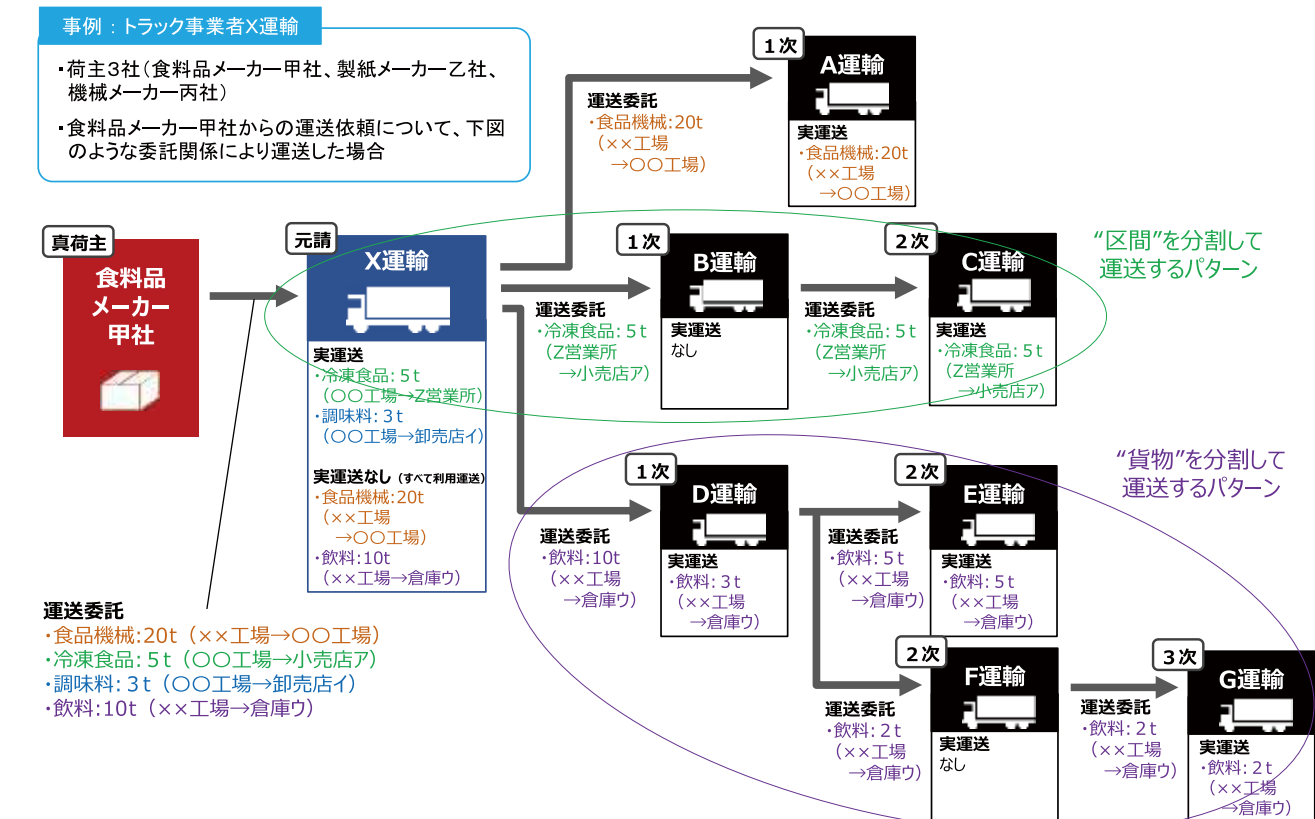
元請事業者は、真荷主から引き受けた貨物の運送について利用運送を行った時は、貨物の運送ごとに実運送体制管理簿を作成する必要があります。なお、引き受けた貨物をすべて自社で実運送する場合は作成不要です。

◆実運送体制管理簿の作成対象

作成の対象となる貨物の重量は、1荷主の1運送依頼当たりの重量が1・5t以上ある場合です。なお、これは実運送する際の重量ではなく、真荷主から運送を引き受ける際の貨物の重量で判断します。

◆実運送体制管理簿の記載事項

図5 実運送体制管理簿のイメージ



・既存の配車表を活用するなど、事業者の取り組みやすい形で作成可能。電磁的記録での作成も可。

事例：トラック事業者X運輸

- ・荷主3社(食料品メーカー甲社、製紙メーカー乙社、機械メーカー丙社)
- ・食料品メーカー甲社からの運送依頼について、前ページの下請構造により運送した場合

赤枠：必須の記載事項

実運送体制管理簿(機械メーカー丙社)							
実運送体制管理簿(製紙メーカー乙社)							
実運送体制管理簿(食料品メーカー甲社)							
積込日	運送区間	貨物の内容	実運送事業者の商号又は名称	請負階層	車番	ドライバー名	...
2/1(木)	××工場→〇〇工場	食品機械	A運輸	1次請け	11-11	〇〇	
2/1(木)	〇〇工場→Z営業所	冷凍食品	X運輸	元請け	22-22	〇〇	
2/1(木)	Z営業所→小売店A	冷凍食品	G運輸	2次請け	33-33	〇〇	
2/2(金)	××工場→倉庫ウ	飲料	D運輸	1次請け	44-44	〇〇	
2/2(金)	××工場→倉庫ウ	飲料	E運輸	2次請け	55-55	〇〇	
2/2(金)	××工場→倉庫ウ	飲料	G運輸	3次請け	66-66	〇〇	
...	...	...	...	...	...	...	

※「調味料」は元請事業者がすべて自身で実運送した(利用運送を行っていない)ため、管理簿への記録は不要

トラック運送事業者のための

経営のヒント

全日本トラック協会が要望する「貨物自動車運送事業法」の一部改正に向けての動きが始まった。与党が議員立法による法改正に積極的に対応。野党も基本的には賛成するものと思われる。

2月1日号の当コラムで事業許可更新制と適正競争について書いたが、読者の反応は前向きなものが多かった。特に「資格」と「資質」について、ある事業者は「面白い発想で参考になった」と話していた。

一方、「なぜ更新制が必要なのか」とか、「反対だ」という人もいた。なぜ更新制が必要かという点では、残念ながら「資格」があっても「資質」が伴わない事業者がいるからだ。例えば、劣悪な条件でドライバーを働かせ、低運賃を提示して仕事を請け取るなど、不適正な競争をする事業者である。不適正競争は業界全体の取引条件の低下に繋がる。また、事故の原因になる過労運転などで荷主にも迷惑をかけ、ひいては業界の社会

物流ジャーナリスト 森田 富士夫

第350回 事業許可更新制の必要性を考える

「資格」と「資質」が伴っていない事業者は、不適格な事業者として淘汰されるべきである。事業許可更新制は、事業者の「資格」と「資質」を定期的に評価し、更新させることで、業界全体の品質を向上させるための有効な手段である。特に、最近では、一部の事業者が、低運賃を追求するあまり、ドライバーの過労や安全対策の軽視など、不適正な競争を行っている。このような状況下では、事業許可更新制の導入は、業界全体の健全な発展のために不可欠である。

また、事業許可更新制は、消費者の利益を守るための手段でもある。事業者の「資格」と「資質」が保証されていることで、消費者は安心して貨物を運送させることができる。特に、最近では、一部の事業者が、低運賃を追求するあまり、ドライバーの過労や安全対策の軽視など、不適正な競争を行っている。このような状況下では、事業許可更新制の導入は、消費者の利益を守るために不可欠である。

図3 健全化措置のイメージ

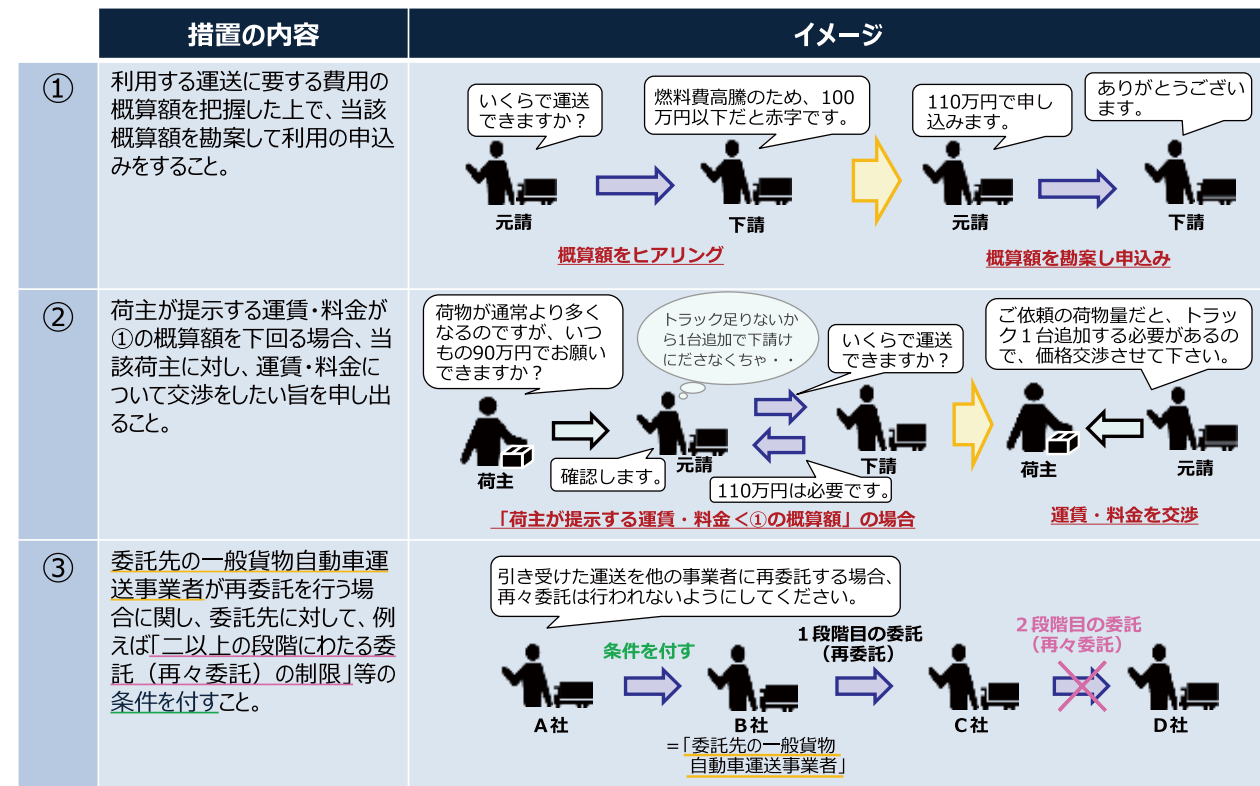


図4 運送利用管理規程の必要項目

- ①健全化措置を実施するための事業の運営の方針に関する事項
- ②健全化措置の内容に関する事項
- ③健全化措置の管理体制に関する事項
- ④運送利用管理者の選任に関する事項

運送利用管理者の職務

- ①健全化措置を実施するための事業の運営の方針を決定すること。
- ②健全化措置の実施及びその管理体制を整備すること。
- ③実運送体制管理簿を作成する場合にあっては、当該実運送体制管理簿の作成事務を監督すること。

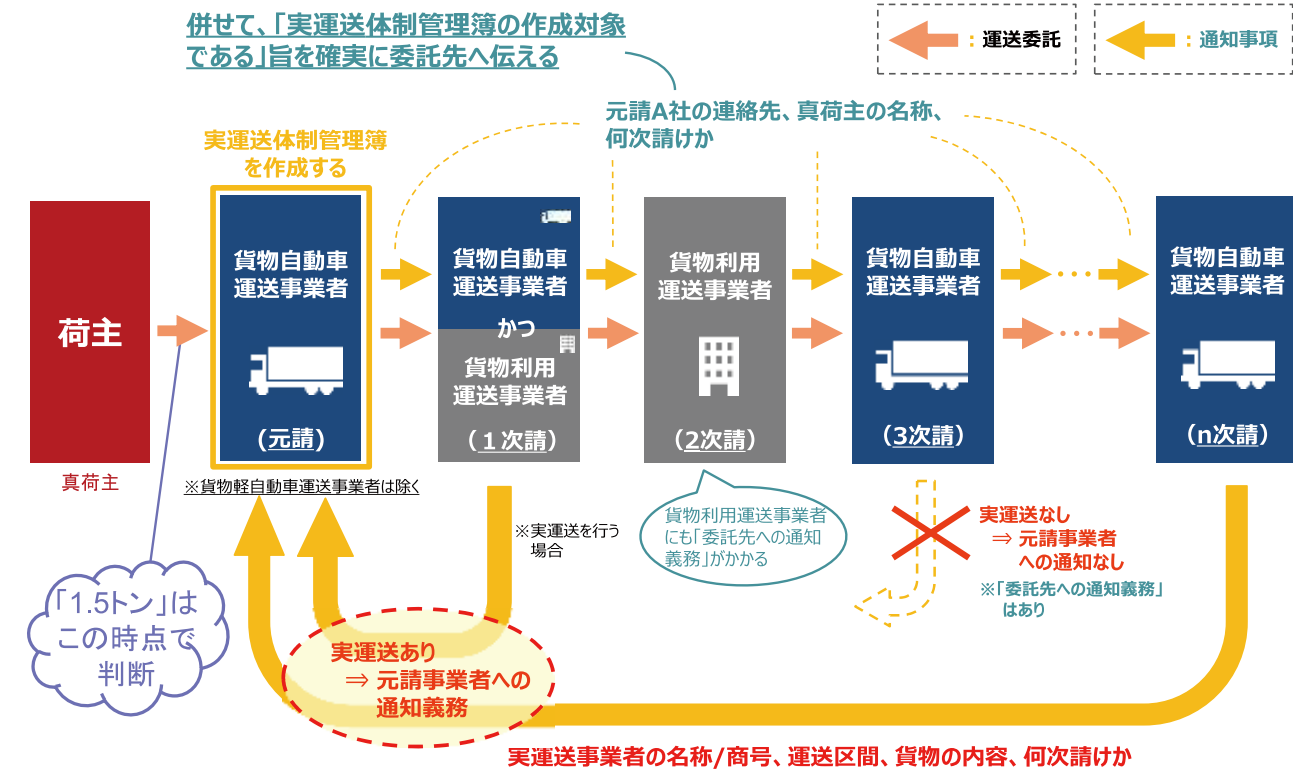
※運送利用管理者は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者(役員等)から1人選任します。

届出期限

利用運送量が100万トン以上となった年度の翌年度の7月10日まで^{*}に届出をする必要があります。

※令和6年度に100万トン以上となった場合は、令和7年7月10日が届出期限となります。

図6 実運送体制管理簿の作成に必要な情報の通知フロー



A 業務を命じれば終業時以降は残業時間に

【解説】まず、基本的なお話になりますが、労働時間とは、「労働

Q

季節外れの大雪が続く中、車の渋滞、滞留など交通網の混乱が予想されるため、状況によっては総務、トラックドライバーなど一部労働者の会社施設内への泊まり込み態勢を検討したいと考えています。その際、総務担当者には顧客からの問い合わせなど緊急連絡のための電話番として待機しながら、交替で駐車場や倉庫の見回りをしてもらい、あとの者は食事、仮眠、睡眠等を含め自由に過ごしてもらっています。このような場合の時間外労働等労働時間の扱いはどのようにするのがよいでしょうか。

労務 Q&A

第298回

大雪で会社に泊まり込んだ場合の労働時間の扱いは

者が使用者に労務を提供し、使用者の現実的な指揮命令に服している時間」をいいます。

このため、労働時間とされるのは、労働者が使用者の支配下にあり、実際に指揮命令に服している状態であるべきです。必ずしも現実的に精神や肉体を活動させていることまでは求められていません。したがって、使用者の命令があれば、たとえ作業ができる状態でも待機している時間は、手待ち時間として労働時間になります。一方、出勤から退勤までの使用者の拘束下にある時間であっても、労働の提供のための指揮命令下になく、労働から解放された時間、例えば休憩時間などは労働時間にはなりません。そこで、ご質問について検討すると、電話番や見回りをさせられる総務担当者の場合は、随時発生するであろう顧客からの緊急問い合わせの対応、あるいは仮眠の合間に交替で駐車場、倉庫の見回り等の業務に従事していることになり、労働時間として扱われるべきです。また、食事、仮眠等を含め自由に過ごしている状態ということができるので、労働時間にはなりません。具体的な労働時間は当日の夕方5時まで、もしくは仕事が残っていたらその後の残業時間ということになります。

これに対し、総務担当者以外の者の場合は、会社施設内にある仮眠の合間に交替で駐車場、倉庫の見回り等の業務に従事していることになり、労働時間として扱われるべきです。また、食事、仮眠等を含め自由に過ごしている状態ということができるので、労働時間にはなりません。具体的な労働時間は当日の夕方5時まで、もしくは仕事が残っていたらその後の残業時間ということになります。

改正貨物自動車運送事業法Q & A (抜粋)

【①書面交付関係】

問1 時間制運賃の場合でも、積込料・取卸料を運賃とは別建てで対価設定する必要がありますか。

答1 必要がありません。

問2 「運送の役務以外の役務」については、どこまで細分化して記載する

答2 具体的などのような作業を行う必要があるのかを委託先が認識できるのであれば、特に記載の粒度は問いません。

問3 運送契約を締結する時点で法定の記載事項はすべて網羅していなければならないでしょうか。

答3 運送契約締結時に未定の事項がある場合(例えば、附帯業務の有無など)、当該事項以外の事項について書面交付を行い、後日内容が決定

【②健全化措置関係】

問4 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答4 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問5 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答5 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問6 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答6 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問7 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答7 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問8 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答8 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問9 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答9 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問10 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答10 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問11 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答11 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問12 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答12 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問13 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答13 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問14 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答14 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問15 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答15 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問16 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答16 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

した時点で、その内容について記載した書面を別途交付するという対応をとることは問題ありません。この場合、当初交付した書面(以下、「当初書面」という)と後日交付した書面(以下、「後日書面」という)の関連性を確認できるようにしておく必要があります。

問4 電話で運送依頼を行い、後日、書面を交付する方法でも問題ないですか。

答4 電話で運送依頼を行い、後日、書面を交付する方法でも問題ないです。

問5 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答5 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問6 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答6 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問7 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答7 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問8 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答8 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問9 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答9 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問10 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答10 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問11 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答11 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問12 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答12 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問13 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答13 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問14 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答14 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問15 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答15 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問16 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答16 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問17 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答17 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問18 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答18 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問19 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答19 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問20 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答20 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問21 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答21 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問22 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答22 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問23 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答23 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問24 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答24 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問25 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答25 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問26 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答26 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問27 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答27 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問28 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答28 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問29 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答29 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問30 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答30 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

問31 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答31 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を

国交省

令和7年4月1日から全車両が記載対象に

荷待時間や荷役作業・附帯業務の「業務記録」への記録義務対象が全車両に拡大

国土交通省では、「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正(令和6年10月1日公布、7年4月1日施行)し、業務記録における荷待時間・荷役作業等の記録義務の対象となる車両について、「車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上の車両」から「全車両」へと拡大します。

改正の目的は、次の通りです。

①改正貨物自動車運送事業法(6年5月公布)により契約の適正化を図ることとされていますが、貨物自動車運送事業者は自身の荷待時間・荷役時間を記録すること、待機時間料や積込料・取卸料などを荷主から適正に收受する根拠とすることができず、

②改正流通業務総合効率化法(同)により、荷主に荷待・荷役時間の短縮の努力義務を課すこととなります。荷待・荷役時間を把握できない荷主については、貨物自動車運送事業者に確認をとることも想定されますので、貨物自動車運送事業者においても自身の荷待・荷役時間を把握しておく必要があります。

【業務記録への記載例(別掲)】

記載については従来と同様に、荷主との契約書に、実施した荷役作業等がすべて明記されている場合は、荷役作業等に要した時間の合計が1時間以上となった場合が対象となり、また記録内容について荷主が確認したか、あるいは荷主の確認が得られなかったかについても記録対象となります。

荷待時間についても、従来と同様に、荷主都合により30分以上待機した時は記録対象となります。

ムダな荷待時間を減らすとともに、荷役作業等の負担を軽減し、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、記録対象となる荷待時間・荷役作業等が発生した場合は、必ず「業務記録」に記載し、最低1年間以上は保存してください。

業務記録付票【記載例】 ※全車両対象

【 発荷主側で荷物の積み込み時に荷待・荷役作業等が発生し、契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合 】

パターン例(サンプルA)			
8:45	集貨地点に到着		
9:00	到着時間の指定時刻		
	(荷主都合の待機:20分)		
9:20~9:40	附帯業務①(荷造り)	→20分	
	(荷主都合の待機:20分)		
10:00~10:30	附帯業務②(ラベル貼り)	→30分	
10:30~11:30	積み込み	→60分	
11:30	出発		

※荷役作業等が契約書に明記されていても、合計で1時間以上(110分)となるため記載要件に該当します。

【 着荷主側で荷物の取卸し時に荷待・荷役作業等が発生し、契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合以外 】

パターン例(サンプルB)			
15:45	荷卸し地点に到着		
16:00	到着時間の指定時刻		
	(荷主都合の待機:40分)		
16:40~17:00	取卸し	→20分	
	(荷主都合の待機:20分)		
17:20~17:50	附帯業務(棚入れ)	→30分	
17:50	出発		

※荷役作業等の合計時間が50分ですが、契約書に明記されていないので記載要件に該当します。

記入見本

荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名:株式会社〇〇 車両番号:〇 〇 〇 〇

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
〇/△	〇〇 〇〇	〇〇物流センター	8:45	9:00

荷待待機開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の開始・終了時刻	積み込み・取卸しの開始・終了時刻	出発時刻
9:00~9:20 9:40~10:00	40分	9:20~9:40 10:00~10:30	10:30~11:30	11:30

ドライバーが実施した荷役作業等の内容	(発・着)荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が得られなかった場合	荷主側担当者不在の場合
1.積み込み(手荷役・機械荷役) 2.取卸し(手荷役・機械荷役) 3.荷造り 4.仕分 5.検取・検品 6.荷待ち 7.籠待ち 8.棚入れ 9.ラベル貼り 10.はい作業 11.その他()	△△ △△		

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。

※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。

※「(発・着)荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

記入見本

荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名:株式会社●● 車両番号:● ● ● ●

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
●/▲	●● ●●	●●物流センター	15:45	16:00

荷待待機開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の開始・終了時刻	積み込み・取卸しの開始・終了時刻	出発時刻
16:00~16:40 17:00~17:20	60分	17:20~17:50	16:40~17:00	17:50

ドライバーが実施した荷役作業等の内容	(発・着)荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が得られなかった場合	荷主側担当者不在の場合
1.積み込み(手荷役・機械荷役) 2.取卸し(手荷役・機械荷役) 3.荷造り 4.仕分 5.検取・検品 6.荷待ち 7.籠待ち 8.棚入れ 9.ラベル貼り 10.はい作業 11.その他()			

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。

※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。

※「(発・着)荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

春の全国交通安全運動

令和7年

4月6日 日～15日 火 まで



公益社団法人
全日本トラック協会

「トラック事業における総合安全プラン2025」では令和7年度までの目標を設定し、「飲酒運転の根絶」「追突事故の防止」「交差点事故の防止」を最重点推進項目として、トラック運送業界全体で安全運行の確保に積極的に取り組んでいます。

また、トラック運送業界における全国統一した交通事故防止活動のさらなる気運の醸成を図るため、4月10日(木)を「事業用トラックの交通事故ゼロを目指す日」として取り組みます。

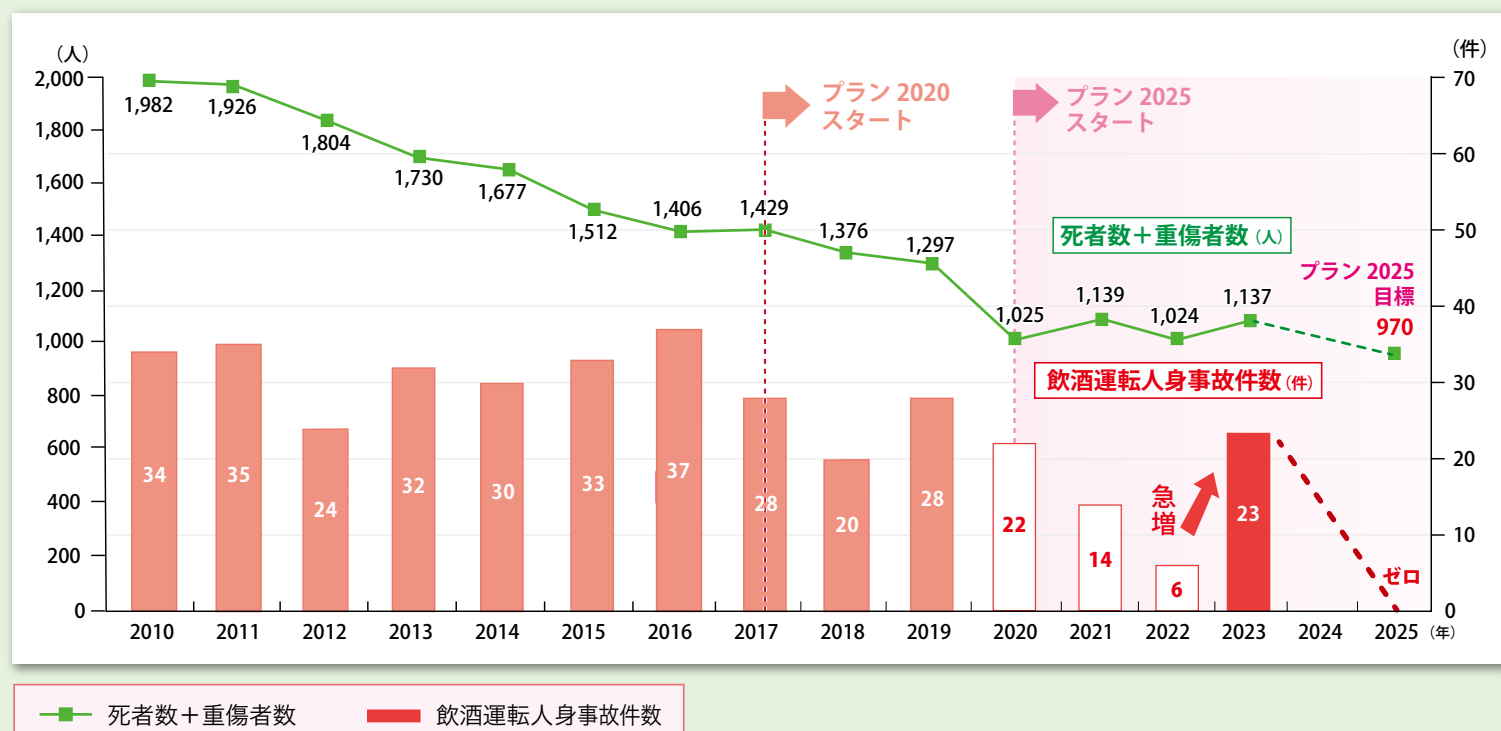
1

飲酒運転の根絶を目指して

～ 依然として後を絶たない飲酒運転事故 ～

令和7(2025)年の目標値：

死者数と重傷者数の合計970人以下／飲酒運転ゼロ



出典：警察庁「交通事故統計」および(公財)交通事故総合分析センター「交通統計」

4月10日は事業用トラックの

交通事故

ゼロ

を目指す日です！

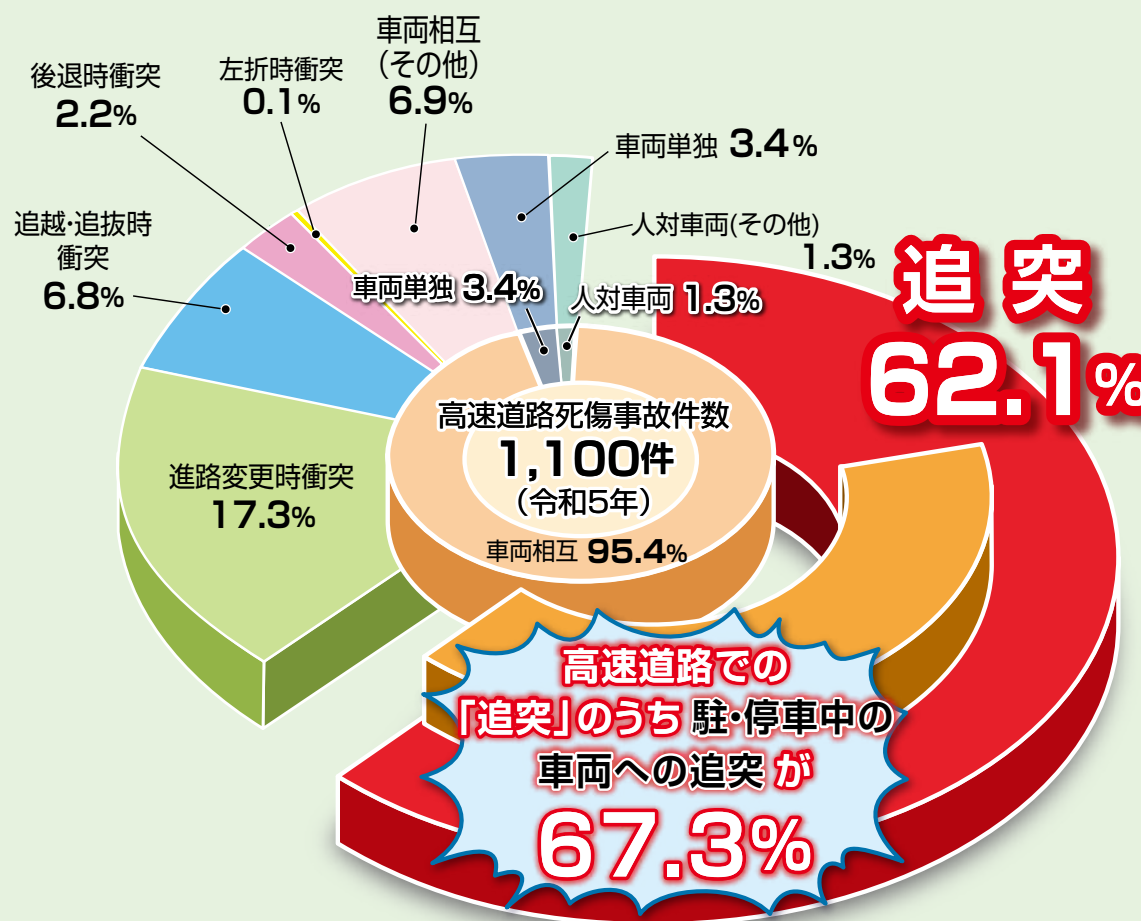
交通事故ゼロの実現に向けて
安全運転の確保に
努めましょう！

2

追突・交差点事故ゼロを目指して

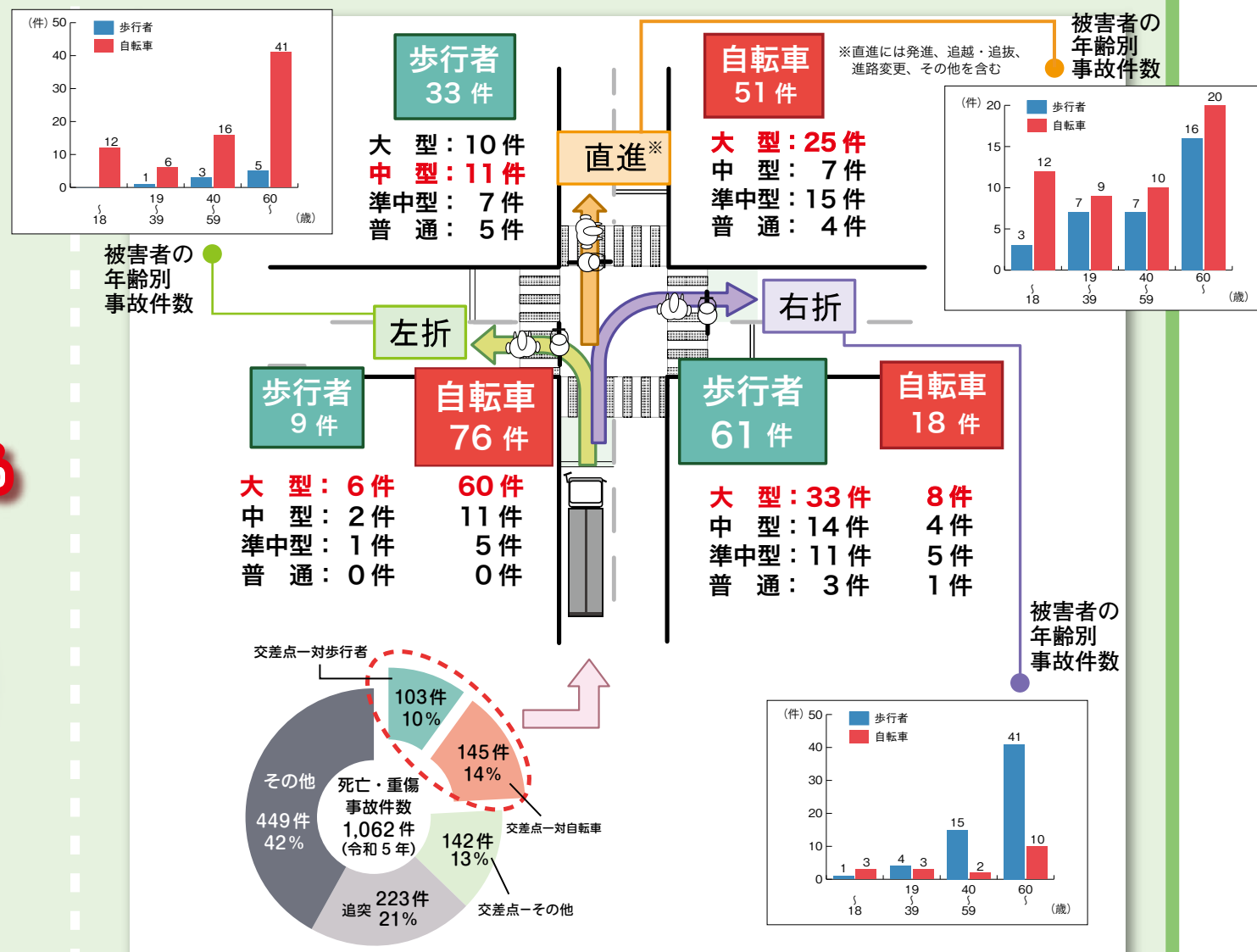
■高速道路における死傷事故件数の状況

高速道路での死傷事故の6割強は追突、
うち7割近くは駐・停車中の車両への追突



■交差点における死亡・重傷事故の状況

左折時の9割近くは対自転車、右折時では8割近くが対歩行者



出典：(公財)交通事故総合分析センター ※「死傷事故件数」および「死亡・重傷事故件数」は事業用貨物自動車を第1当事者とするもの(軽自動車を除く)